

資料 1
介護保険等運営協議会 令和 4 年 9 月開催

安曇野市北部地域包括支援センターの業務委託の方針（案）について

安曇野市北部地域包括支援センターの業務委託期間については、令和 5 年 3 月 31 日をもって終了する。

令和 5 年 4 月 1 日以降の安曇野市北部地域包括支援センターの運営について、引き続き 5 年間の業務委託の方向としたい。